

高槻市 建築物に係るアスベスト分析調査補助金のご案内

高槻市では、建築物の**吹付けアスベスト等**の使用の有無について専門分析機関の調査費用の一部を補助します。

※現場調査や撤去の費用の補助ではないのでご注意ください。

補助の内容

調査費用の全額を補助（建築物1棟あたり最大25万円を限度）。ただし、調査費用に1,000円未満の端数が生じる時は、切り捨てて補助金を交付します。

補助の対象者

高槻市内の建築物であって、吹付けアスベストが施工されているおそれがあるものの所有者または管理組合が補助の対象者になります。

補助対象

アスベストが含有している疑いのある吹付アスベスト及び吹付ロックウール（吹付以外の固形建材は対象外）について、建築物石綿含有建材調査者が実施する（１）および（２）の調査

- (1) 定性分析調査（厚生労働省の通達に基づく調査にかぎります。）
(2) 定量分析調査（ // ）

必要書類

- 【申請時】
- ・アスベスト分析調査補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・申請者住所の分かる本人確認書類の写し（申請者が個人の場合のみ）
 - ・委任状（申請書の提出等を代理者に委任する場合）
 - ・付近見取り図
 - ・調査する建築物の平面図及び断面図（調査する建材のある位置をマーキング）
 - ・調査する建材の仕様がわかるもの
 - ・調査する建材のカラー写真
 - ・調査見積書の写し
 - ・登記事項証明書等の建築物の所有者がわかるもの又はその写し
 - ・管理組合の規約、議決書（建築物が区分所有の場合）の写し
 - ・履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）又はその写し

- 【完了報告時】
- ・アスベスト分析調査完了報告書（様式第8号）
 - ・分析調査報告書又はその写し
 - ・調査が建築物石綿含有建材調査者により実施されたことがわかるもの
 - ・当該分析調査の契約書又は請求書の写し
 - ・当該分析調査の領収書の写し

- 【補助金請求時】 ・アスベスト分析調査補助金交付請求書（様式第10号）

高槻市 都市創造部 審査指導課
〒569-0067
高槻市桃園園2-1
TEL：072（674）7567
FAX：072（661）7008

申請から補助金の受領までの流れ

